

## 社会福祉法人東員町社会福祉協議会備品等貸出に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人東員町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の所有する備品等の貸出しに関する取り扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (貸出備品)

第2条 貸出に供する備品（以下「貸出備品」という。）は、本会会長が別に定めるものとする。

### (貸出対象者)

第3条 貸出備品の貸出しの対象者は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本会事業の参加者又は本会会員
- (2) その他会長が適当と認めるもの

2 営利目的でなく、東員町内での利用であること。

### (貸出申請)

第4条 貸出備品の貸出しを受けようとする者（以下「借受人」という。）は、備品貸出申請書（第1号様式）を借用日の1週間前までに本会へ提出しなければならない。

2 貸出しは先着順とする。

### (貸出期間)

第5条 貸出期間は、2週間以内とする。ただし、本会会長が必要と認める場合は、期間を延長することができる。

### (返却)

第6条 借受人は、貸出備品の返却にあたっては必ず本会職員の点検を受けなければならない。

### (貸出料)

第7条 貸出備品の貸出料は無料とする。

### (弁償)

第8条 貸出備品の使用により貸出備品の全部又は一部を紛失し、又は破損した場合においては、借受人はこれを弁償しなければならない。ただし、本会会長がやむを得ない事由によると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(譲渡等の禁止)

第9条 借受人は、貸出備品を他人に譲渡、転貸、交換してはならない。

(事故責任)

第10条 貸出備品の使用によって生じた事故等に関して本会は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、改正前の要綱により貸出しを受けた者は、改正後の要綱による貸出しを受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。